



司法書士・土地家屋調査士
・税理士による無料法律・
登記・税務相談会

鹿兒島県司法書士会、鹿
児島県土地家屋調査士会及
び南九州税理士会鹿兒島県
連合では、10月1日の「法
の日」にちなんだ記念事業
として次のとおり無料法律・
登記・税務相談会を開催い
たします。

【日時】
平成29年10月7日(土)午
前10時から午後4時

新農業委員・推進委員が決定しました

平成28年4月1日から「農
業委員に関する法律」が改
正され、農業委員の選出方
法が公選制から村長の任命
制へと変更になりました。
また、農地の利用集積な
どについて主に現場での活
動を行う「農地利用最適化
推進委員」を新たに設置す
ることとなりました。

この度、新制度に移行し
て初となる農業委員と農地
利用最適化推進委員が決定
しましたので、下記のとおり、
ご紹介いたします。

【任期】
平成29年7月20日
平成32年7月19日

【問合せ】
宇検村農業委員会
(宇検村役場産業振興課内)
☎67・2215

農業委員 春キミエ (平田)	農業委員 重野 浩也 (大和村今里)	農業委員 坂井 廣彦 (芦検)	副会長 時田 光 (湯湾)	会長 石原 将央 (湯湾)
農地利用最適化推進委員 盛宮 信治 (平田)	農地利用最適化推進委員 山下 修 (奄美市名瀬)	農業委員 要 可仁 (宇検)	農業委員 渡 博道 (田検)	農業委員 定岡 平吉 (名柄)

行政相談委員会に相談してみませんか

毎日の暮らしの中で、登
記、年金、道路、社会福祉
など国の役所の仕事などに
ついて、疑問・苦情や意見・
要望はありませんか。

総務大臣委嘱の行政相談
員は、皆様の相談相手とし
て、役所のサービスや行政
の仕組み、手続に関する相
談を受け付け、相談者への
助言や関係行政機関に対す
る改善の申し入れを行って
います。

次のとおり、行政相談所
を開設しますので、お気軽
にご利用ください。また、
自宅や電話でも相談に心じ
ています。

相談は無料、秘密は守ら
れます。

【日時】
平成29年10月13日(金)
午前10時～午後3時

【場所】
宇検村役場1階会議室

**アイヌの方々からの方々
など相談をお受けします**

相談専用電話
フリーダイヤル
0120・771・208

【受付】月曜日～金曜日
(※祝日 12月29日～1月3
日を除く)

【時間】午前9時～午後5時
相談無料 匿名可 秘密厳守
公益財団法人 人権教育啓
発推進センター
〒105・0012 東京
都港区芝大門2・10・12K
DX芝大門ビル4階

◆本相談事業は、(公財)人
権教育啓発推進センターが、
厚生労働省生活相談充実事
業により実施するものです。

- 【場所】
元気の出る館
- 【受け付ける相談】
- ① 土地建物の登記に関する事項
 - ② 土地の地積、分筆、測量、境界に関する事項
 - ③ 会社の登記に関する事項
 - ④ 所得税、贈与税、相続税、その他税務一般に関する事項
 - ⑤ 遺言等
 - ⑥ 成年後見手続
 - ⑦ 裁判手続や裁判所に提出する書類の相談等
 - ⑧ 消費者金融問題、架空請求問題
 - ⑨ 供託に関する事項
- などですが、さまざまなご相談に対応いたします。相談は無料ですので、ぜひお気軽にご利用ください。
- 【お問合せ】
鹿兒島県司法書士会
☎099・256・0335

奄美法律相談センター (無料法律相談)

平成29年10月～11月相談日のお知らせ (派遣相談) ※必ず電話予約が必要です。

月	日	担当弁護士名	午前	午後
10	12	和田 知彦 弁護士	—	1時～4時30分
	19	鈴木 穂人 弁護士	9時30分～11時30分	—
	26	永山 一秀 弁護士	11時～12時(正午)	1時～3時30分
11	9	大倉 克大 弁護士	—	1時～4時30分
	16	和田 知彦 弁護士	9時30分～11時30分	—
	30	小山内 友和 弁護士	11時～12時(正午)	1時～3時30分

相談場所：奄美市役所 別館
◎多くの方にご利用していただくために、相談は原則ひとり年1回となります。

【お問合せ・予約先】
奄美市役所市民協働推進課
☎52・1111 又は、
宇検村役場住民税務課
☎67・2211

防衛大学校・防衛医科大学校受験案内

募集種目	資格	受付期間	試験期日
防衛大学校 学生	推薦 18歳以上高卒21歳未満の者 高卒者(見込)又は高専3年次修了者(見込)で成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績お修め学校長が推薦できる者	9月5日～9月7日	9月23・24日
	総合選抜		1次:9月23日 2次:10月28・29日
	一般 18歳以上高卒21歳未満の者 高卒者(見込)又は高専3年次修了者(見込)	9月5日～9月29日	1次:11月4・5日 2次:12月5～9日
防衛医科大学校 医学科学生	18歳以上高卒21歳未満の者 高卒者(見込)又は高専3年次修了者(見込)	9月5日～9月29日	1次:10月28・29日 2次:12月13～15日
防衛医科大学校 看護科学生	18歳以上高卒21歳未満の者 高卒者(見込)又は高専3年次修了者(見込)	9月5日～9月29日	1次:10月14日 2次:11月25・26日

詳しくは自衛隊募集ホームページをご覧ください。
http://www.mod.go.jp/gsd/fj/ieikanbosyu/
スマートフォンサイト モバイルサイト

【お問い合わせ先】
自衛隊鹿兒島地方協力本部 奄美大島駐在員事務所
奄美市名瀬永田町17-3 大島支庁内 別館3階
TEL 0997-53-9103
※その他、詳細については事務所までご連絡下さい。

自転車条例のなぜ？ どうして？ 条例 Q&A

Q1

なぜ、この条例ができたの？

自転車に関係する交通事故の防止と被害者の保護を図り、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためです。



Q2

自転車利用者が気をつけることは？

自転車利用者は、交通ルールを遵守し、自転車が自動車と同じ車両であることを認識し、安全で適正な利用に努めることとされ、

- 自転車を定期的に点検し、必要に応じて整備を行う
- ヘルメットを着用する
- 同乗する幼児にヘルメットを着用させる(義務)
- 自転車損害賠償保険等に加入する(義務)

などが規定されました。



Q3

保護者としての責任があるの？

- 交通ルールやマナーについて話し合い、自転車の安全で適正な利用に関する技能、知識を習得させる。
- 中学生以下の生徒等にヘルメットを着用させる責任があります。(義務)



Q4

保険加入を義務化するの？

自転車保険への加入により被害者の保護(救済)や加害者となり損害賠償請求を負った場合の経済的負担を軽減するためです。



※ 自転車貸付業者・事業者も損害賠償保険等への加入が義務となりました。
《もし事故を起こせば…高額な損害賠償を命じられることもあります》

自転車での加害事故例



小学生が夕方、マウンテンバイクで坂道を下っていたところ、散歩中の歩行者に気づかず正面衝突。被害者は、頭を強打し意識不明で寝たきりの状態。
(神戸地裁、H25.7.4判決)

賠償額 約9,500万円

自転車保険には

- 自転車向け保険
- 自動車・火災・傷害保険(共済)等に付帯するもの
- PTA 保険等のように団体で加入するもの
- 自転車安全整備士による自転車の点検・整備と併せて、自転車の車体に保険をかけるTS マーク付帯保険

などがあります。現在、加入している保険などを確認し、加入していない方は、必ず加入しましょう。



※ 本条例では、自転車損害賠償保険等への加入やヘルメットの着用などについて義務化していますが、罰則は設けておりません。

「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」の詳細は、鹿児島県ホームページを!

問合せ先 鹿児島県 生活・文化課 ☎099-286-2523

かごしま県民
のための

自転車の安全で 適正な利用に関する条例

平成29年3月24日施行

交通安全 教育・啓発



自転車の 安全適正利用



平成29年10月1日施行

乗車用 ヘルメット着用



保護者の中学生以下の子に
乗車用ヘルメットを着用させる義務

自転車損害賠償 保険等への加入



自転車利用者等の自転車
損害賠償保険等への加入義務

鹿児島県

